

## 別表第25 非常電源（蓄電池設備）の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。ただし、(3)から(5)までの事項の確認については、充電装置及び逆変換装置を併用するものにあっては(3)及び(4)、直交変換装置を用いるものにあっては(5)について確認することをもって足りる。

#### (1) 設置状況

##### ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

##### イ 区画等

不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式蓄電池設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。

##### ウ 水の浸透

水が浸透していないこと。

##### エ 換気

適正に行なえること。

##### オ 照明

蓄電池設備の使用上及び点検上に支障がないこと。

##### カ 標識

適正に設けられていること。

#### (2) 蓄電池

##### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないこと。

##### イ 表示

適正であること。

##### ウ 電解液

比重及び液温が適正で、規定量が満たされていること。

##### エ 減液警報用電極

変形、損傷、腐食、断線等がないこと。

##### オ 液漏れ警報用電極（レドックスフロー電池に限る。）

変形、損傷、腐食、断線等がないこと。

##### カ 総電圧

適正であること。

##### キ セル電圧

適正であること。

##### ク 負荷容量

適正であること。

ケ 均等充電

適正であること。

(3) 充電装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流電圧

適正であること。

オ トリクル充電電圧、浮動充電電圧及び定電流定電圧充電電圧

適正であること。

カ 均等充電電圧

適正であること。

キ 出力電流

適正であること。

ク 負荷電圧

適正であること。

ケ 負荷電流

適正であること。

コ 自動充電切替

自動的に充電し、かつ、充電完了後トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替わること。

サ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(4) 逆変換装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流出力電圧

適正であること。

オ 交流出力電流

適正であること。

カ 周波数

適正であること。

キ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(5) 直交変換装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流入力電圧

適正であること。

オ 充電電圧

適正であること。

カ 充電電流

適正であること。

キ 交流出力電圧

適正であること。

ク 交流出力電流

適正であること。

ケ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(6) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷、著しい腐食等がないこと。

(7) ポンプ（レドックスフロー電池に限る。）

ア 外形

変形、損傷、漏れ、腐食等がないこと。

イ 性能

適正であること。

(8) タンク・配管等（レドックスフロー電池に限る。）

変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等がないこと。

(9) 制御装置

変形、損傷等がなく、機能が正常であること。

(10) 耐震措置

アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(11) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

## 2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

(2) 絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

(3) 容量

適正であること。

(4) 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わること。直交変換装置を有しない蓄電池設備にあっては、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

(5) 電圧計及び周波数計

指示値が適正であること。

(6) 警報動作

正常に作動すること。

(7) 減液警報装置

正常に作動すること。

(8) 液漏れ警報装置（レドックスフロー電池に限る。）

正常に作動すること。

(9) 電圧調整範囲

所定の範囲であること。

(10)負荷電圧補償装置（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）降下電圧が適正であること。

(11)タイマー（ナトリウム・硫黄電池及びレドックスフロー電池を除く。）設定値及び作動が適正であること。